

1. 平成21年度中に予定される契約に係る基本的な方針について

意見・質問	説明・回答
<p>1. 随意契約</p> <p>【①行政情報化LANシステムクライアントPC機器借入れ】 【②犯則調査等用パソコン(インターネットアクセス用)の借上げ契約】 【③データストリームによる情報提供】 【④官報公告料】 【⑤国会審議テレビ中継放送料】 【⑥ファンドデータ分析システムデータベース導入契約】</p>	
<p>①について</p> <p>・平成18年度に出された財務省通達により、国庫債務負担行為を活用し、一般競争入札による複数年度契約を行うこととされているが、平成19年度に調達を行ったもので、平成21年度に引き続き単年度の随意契約を行うものがあるのはなぜか。</p>	<p>・基本的には、平成19年度以降は国庫債務負担行為を活用し、一般競争入札による複数年度契約を行っている。</p> <p>しかし、平成19年度において採用者の増加等による計画外のPCが必要となったため、国庫債務負担行為を措置できなかったものについては、一般競争入札による単年度契約により調達を行い、次年度以降は随意契約を行っている。</p>
<p>②について</p> <p>・契約形態がファイナンス・リース契約だとすると、リース期間終了後に、再リースする際のリース料は、無料同然になるのではないか。</p>	<p>・再リースとなっても、保守費用や、ウイルスバスター、暗号化ソフト等のソフトウェアの更新費用等が発生する。</p>
<p>①②について</p> <p>・機器の借入は、ファイナンス・リース契約や賃貸借契約等、色々な契約形態があるが、どの契約形態が国にとって有利なのか研究する必要があるのではないか。</p>	<p>・次回の委員会までに整理をして説明することとする。</p>
<p>2. 公募等(①公募 ②一般競争入札)</p> <p>【①総合健康診査業務】 【②定期健康診断業務】</p>	
<p>①②について</p> <p>・総合健康診査と定期健康診断は、似たような業務内容と思われるが、公募と一般競争入札と別々の契約形態となるのはなぜか。</p> <p>・定期健康診断業務において、同じ検査項目を仕様で示しておきながら、病院間で値段に差が出るのはなぜか。</p>	<p>・定期健康診断業務は、職場で健康診断を実施するための契約であり、実施日、検査項目等の仕様を決め、一般競争入札を行っている。総合健康診査業務は、職員が医療機関において総合健康診査(人間ドック)を受診するための契約であり、公募を行い、検査項目等の仕様を満たしている所と契約している。</p> <p>・検査設備の保有状況や人件費等により、金額に差が生じると思われる。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>3. 企画競争</p> <p>【①金融庁ウェブサイト(小学生向け金融教育)の改訂】 【②e-ラーニングコンテンツ作成】 【③諸外国の保険約款にかかる監督手法等に関する調査の委託】</p>	
<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世間の小学生のレベルは進んでおり、ウェブサイトの内容はもっと高度でも良いのではないか。対象者の動向等を研究した上で、毎年内容を更新しているのか。 ・具体的なコンテンツのイメージを金融庁において意思決定した上で企画競争を行うのか。また、契約後から納品までの間に業者と内容について意見交換を行う過程はあるのか。 ・年間アクセス件数をカウントし、評価を行ってはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の更新は2年ぶりとなる。話題性のある内容も盛り込みつつ、時期を捉え可能な限りタイムリーに更新している。 ・金融庁内部である程度イメージし大枠を固めたうえ、仕様書を作成し企画競争を行っている。また、契約後から納品までの間にも、適宜定期的に業者と内容について意見交換を行っている。 ・当庁が色々な形でフォローアップしていくことは重要であるので、アクセス件数をカウントすることが技術的に可能であるかも踏まえ検討してまいりたい。
<p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査という専門的な分野におけるコンテンツの作成には、相当なノウハウが必要と思われるが、どのようにして作成されるのか。 ・金融庁が主体的に仕事を行い、業者は技術面だけを提供しているように思われるが、その分費用は減額されているのか。 ・コンテンツ作成に際し、業者に提供している情報は、外部業者へ提供しても問題はないのか。 ・e-ラーニングは検査官側からのニーズがあって開発しているのか。金融検査マニュアルをそのまま読んだ方が良い等の意見があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融検査マニュアルの作成担当部署の職員と業者とが打ち合わせを重ねた上で作成している。 ・積算内訳は詳細に確認しており、技術的な面の費用のみとなっていると判断しているが、よく検証してまいりたい。 ・業者とは秘密保持契約を締結しているが、e-ラーニングの内容自体は公表されている金融検査マニュアルを、主に初心者の検査官向けに解説する部分がほとんどであり、検査機密情報は含まれていない。 ・電子媒体と冊子との利便性の比較等考慮し、教材のあり方について比較検討してまいりたい。

意見・質問	説明・回答
<p>4. 一般競争入札</p> <p>【①金融庁統合モニタリング分析システムに係る機器等の調達】 【②金融庁統合モニタリング分析システムの機器等の更改に伴うシステム構築作業】 【③EDINETの運用改善に係る追加設計・開発等の調達】 【④夕刊紙等への新聞広告の掲載等】</p>	
<p>③について</p> <p>・一般競争入札という形態を採っているが、これまで開発に携わった業者が、結果として落札者になってしまうのではないか。</p> <p>・大量保有報告書の虚偽記載がEDINETに掲載されたという事件は1年以上も前の話であり、その際、金融庁としては、そのようなことが二度と起こらないよう対応防止策を取るといっていたが、これから調達をし開発をしていくというのは時間的に随分遅れているのではないか。</p>	<p>・機会については公平に何社でも手を挙げられるようにしている。現在、調達仕様書の案について、広く一般から意見招請を行っているところであるが、意見招請を始めるにあたり説明会を行ったところ、複数社の出席があった。</p> <p>・例えば、大量保有報告書が提出された場合、担当財務局の審査担当者へ知らせるために、使用しているパソコンにポップアップ画面が表示される機能を設けるなど、当時できる範囲の措置は既に行っている。追加機能をEDINETに設けるにあたり、必要な法律上の措置が整ったことなどを受け、今回の調達により、更に機能を拡充することとしている。</p>
<p>④について</p> <p>・なぜ夕刊紙に特定したのか。</p>	<p>・夕刊紙には、貸金業者等の情報が掲載され、多重債務問題に苦慮されている方には効果的と考えられること、また、掲載料が比較的安価であり費用対効果も高いこと等を勘案し特定したものである。</p>